

丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援  
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者等の経済活動の活性化を図るため、中小企業者等が実施する販売促進活動に要する経費の全部又は一部を補助することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業者で構成する法人若しくは団体（以下「中小企業者等」という。）であって、市内に事業所を有するもの
- (2) ナショナルチェーン店及びフランチャイズ加盟店並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（同項第1号のうち料理店営業を除く。）及び第6項から第13項まで（同項第1号のうち料理店営業及び第4号を除く。）に該当するものでないもの。ただし、ナショナルチェーン店及びフランチャイズ加盟店においては、令和2年4月1日以後、引き続き丹波市商工会に所属する事業所である場合は、この限りでない。
- (3) 第5条に規定する補助金の交付申請時において、丹波市税を滞納していないもの
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（当該子会社の親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）が中小企業者等に該当する場合を除く。）でないもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、中小企業者等が取り扱う商品の販売促進、店舗への誘客のために外部へ発注する際に要する経費とし、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 広告印刷費（店舗等への常設は除く。）
  - (2) 広告デザイン費
  - (3) 新聞広告掲載費（初回の掲載日から1箇月以内の掲載に限る。）
  - (4) 広告折込費（1回に限る。）
  - (5) 通信運搬費（1回の発送に係る料金後納郵券料又は料金別納郵券料に限る。）
  - (6) ラジオ広告放送料（初回の放送日から1箇月以内の放送に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。
- (1) 令和3年9月30日までに事業が完了しないとき。
  - (2) 市外の事業者が発注するとき。ただし、前項第3号に規定する新聞広告掲載は、市長が別に定める新聞掲載先であるときは、この限りでない。
  - (3) 前項第1号又は第2号に掲げる業務を発注する場合において、当該事

業を専門としない者に発注するとき。

- (4) 補助金の交付を受けようとする中小企業者等の代表者と同一人が代表者である事業者へ発注するとき。
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認めるとき。
- (6) 中小企業者等の売名のみを目的としたものと認めるとき。
- (7) その他市長が不適切と認めるとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条第1項に定める補助対象経費の合計額の10分の10以内とし、1中小企業者等につき15万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1中小企業者等につき、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳及び金額が分かる見積書
- (4) 構成名簿（中小企業者で組織する法人又は団体の場合に限る。）
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金交付決定通知書を、不適当と認めたときは、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定について、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、若しくは補助対象経費の配分を変更し、又は事業を中止しようとするときは、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金変更交付（中止承認）申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 事業変更収支予算書
- (3) 変更に係る補助対象経費の内訳及び金額が分かる見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その変更内容等を審査し、適当であると認めたときは、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金変更交付（中止承認）決定通知書を、不適当と認めたときは、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進

支援事業補助金変更不交付（中止承認）決定通知書により当該補助事業者  
に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定について、必要と認めるときは、条件を付すこと  
ができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日以内  
に、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金  
実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し

(4) 当該補助事業によって制作した成果物又は掲載された新聞紙面の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、当該報告に  
係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付決定の内容及  
びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確  
定し、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業  
補助金額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額（以下「確定額」という。）が交付決定額と  
同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の額が確定したとき  
は、丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金  
請求書により補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象事業が規則第15条第1項各号のいずれかに該当す  
るときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行ったときは、その旨を丹波市  
新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金交付決  
定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定による取消しの決定を行った場合におい  
て、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、返還期  
日を定め、補助事業者へ返還させるものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並び  
に収入及び支出を証する書類を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年  
度から起算して5年間保存しなければならない。

（他の要綱との調整）

第14条 市の他の補助制度の規程により交付決定を受けた補助事業について  
は、この要綱の補助対象としない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の丹波市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等販売促進支援事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている者については、交付を受けられないものとする。

(事業の見直し)

4 市長は、第4条第2項の規定について、この要綱による事業の実施状況を勘案しつつ、その内容について検討を加え、その結果に基づき、見直しを行うものとする。